平成２８年（フ）第２０号
山形市大野目４丁目１番10号　雲山ハイツ211号、前住所山形県東根市神町中央１丁目12番10―14号
債務者　作山　宰二
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
山形市小白川町５丁目27番25―103号　市営アパートＢ、前住所山形市大字松原95番地ハイツアムール　102号
債務者　有海　正明
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
山形県西村山郡河北町谷地中央４丁目10番地の15　スカイパレス河北101
債務者　佐竹　範行
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1768
債務者　佐藤　敏孝
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４４号
北海道松前郡福島町字三岳195番地５
債務者　堀川　英樹
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
岩手県一関市大東町猿沢字宿通前40番地２
債務者　菅原　淳也
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６２号
愛知県岡崎市福岡町字北藤六18番地
債務者　笠原　清美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２５４号
さいたま市桜区大字上大久保11番地10
債務者　梅原　和夫
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５５号
さいたま市桜区大字上大久保11番地10
債務者　梅原　輝子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０５号
埼玉県久喜市栗原４丁目４番地１
債務者　内田　一夫
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目25番11号　レオパレス鳩ヶ谷本町209
債務者　石津　伸一
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
埼玉県川口市前川４丁目１番12号　本多荘１―５
債務者　田中　次男
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
埼玉県蓮田市大字黒浜2284番地１　ビーライン日信Ｃ―203号
債務者　小峯　尚子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
埼玉県和光市西大和団地２番８号304
債務者　眞本多壽子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
埼玉県川口市弥平２丁目18番２号　第三松本荘202号
債務者　野村　征次
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
さいたま市浦和区領家２丁目10番15号、旧住所さいたま市緑区大字中尾909番地13
債務者　葩島　信也
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
埼玉県川口市大字道合字八本木937―１　特別養護老人ホーム　悠久の栖、住民票上の住所埼玉県川口市川口４丁目２番36―801号コスモ川口ステーションフロント
債務者　金澤　貞夫
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係